

岐阜県公報

第二千九百九十一号
平成三十年十月十九日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) 六六一

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 六六三

告示

保安林の指定の解除の予定

(揖斐農林事務所) 六六三

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定

(選挙管理委員会) 六六三

公示

落札者等に関する公示

(情報企画課) 六六四

公共測量の実施

(用地課) 六六四

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 六六五

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十七号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第九十一条の二の二「国体又は」を「国民スポーツ大会又は」に、「国体等」を「国民スポーツ大会等」に改める。

第二百五号の二の二様式を次のように改める。

第 105 号の 2 の 2 様式 (用紙縦 115 ミリメートル・横 67 ミリメートル) (第 86 条関係)

岐阜県自動車税 納税証明書 (継続検査・構造変更検査用)

この証明書で車検の際の納税確認をする場合がありますので、大切に保管してください。

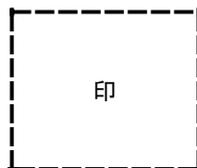
継続検査・構造等変更検査(車検)で使用される際は、お切り離してください。

登録番号	
車台番号	
証明書有効期限	

上記の登録番号、車台番号、証明書有効期限が「■■納税証明書無効■■」となっているもの又は収納機関の領収日付印がないものは無効です。

岐阜市日置江2648-3

岐阜県自動車税事務所長



領収日付印	収入印紙不要
-------	--------

備考 第 12 号様式備考は、この様式について準用する。

第九号様式中「園券」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

この規則は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第五号の二の様式の改正規定は、公布の日から施行する。

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十八号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

揖斐郡池田町宮地字松留六の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

電気通信設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県揖斐農林事務所及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成三十年十月十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
岐 阜 市	岐阜市長良川防災・健康エナーシヨン会 施設	岐阜市早田字北堤外地内	72人

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 ノート型パーソナルコンピュータの調達 一六
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年6月27日
- 4 落札者を決定した日 平成30年8月8日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市六条北四丁目10番7号
中央電子光学株式会社
代表取締役 日比 泰雄
- 6 落札金額 288,360,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県出納事務局出納管理課用度係
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年十月四日から
平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

中津川市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（道路台帳附図 作成）

三 作業期間

平成三十年十月四日から
平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

中津川市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
 平成三十年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐阜市
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
平成三十年十月二十二日から

平成三十一年三月二十二日まで
 四 作業地域
岐阜市

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第三 四号の二 平成三〇・五・二八	羽島郡岐南町野中七丁目七〇番	道路	開発登録簿 による	羽島郡岐南町野中六丁目三三番地 伏見 信 孝
同岐西建築第二二号の四 平成三〇・三・一	不破郡垂井町字笹原一八八四番一、一 九〇六番三、一九〇六番五、一九〇八 番三、一九一一番一、一九一三番一、 一九一三番二及び一九一三番六	道路	同	大垣市赤坂新田三丁目一六番地一 株式会社野田クレーン 代表取締役 野 田 信 行
同岐西建築第四〇号の三 平成三〇・七・二三	安八郡神戸町大字下宮字村内一七四番 地一	道路	同	大垣市牧野町一丁目二九三番地の一 岡本住建株式会社 代表取締役 藤 井 重 広

平成三十年十月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社